

広島市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の目的にかんがみ、広島市高齢者虐待防止ネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することにより、区役所厚生部及び地域包括支援センターを中心として、関係機関等の連携により高齢者の虐待を防止するためのネットワーク（以下「高齢者虐待防止ネットワーク」という。）を形成し、高齢者虐待に関する相談、通報及び届出に対し迅速かつ適切な対応を図るとともに、高齢者虐待を防止することを目的とする。

(事業の実施機関)

第2条 事業は、区役所厚生部健康長寿課（東区役所にあつては、東区役所厚生部地域支えあい課）（以下「健康長寿課」という。）が実施する。

(区役所高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会)

第3条 高齢者虐待の防止に係る関係機関等の連携協力体制を構築するため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (2) 地域住民等への広報及び普及活動に関すること。
- (3) その他地域における高齢者虐待の防止に関すること。

3 運営委員会は、区役所厚生部、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、弁護士会、医師会、社会福祉士会、高齢者を介護している家族の会、警察署、介護保険事業所等に属する者及び高齢者虐待に関する学識経験者のうちから、健康長寿課が依頼する委員をもって構成する。

4 運営委員会は、健康長寿課が開催する。

(高齢者虐待防止ネットワークの構成等)

第4条 高齢者虐待防止ネットワークは、次に掲げるネットワークにより構成し、それぞれの地域や事例に応じて形成し、運用する。

(1) 見守り・支援ネットワーク

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、高齢者を介護している家族の会、地域包括支援センター等は、虐待を受けている、又は受ける恐れがあるケース（以下、「虐待ケース」という。）の早期発見に取り組むとともに、虐待ケースに対して最も身近な支え合い機能を高めていくことにより、虐待を未然に防ぎ、安心の得られる地域づくりを進める。

(2) 保健・医療・福祉サービス支援ネットワーク

居宅介護支援事業所、訪問介護・訪問看護・通所介護等の居宅サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、区役所厚生部等は、虐待ケースについての処遇を検討する処遇検討会を開催し、相互に連携のうえ、介護保険サービスを含む保健・医療・福祉サービスの効果的な提供による被虐待高齢者の保護及び高齢者を現に養護する者（以下「養護者」という。）

の支援を検討する。

(3) 専門的支援ネットワーク

精神科等の専門医療機関、弁護士会、社会福祉士会、警察署、消費生活センター、地域包括支援センター、区役所厚生部等は、処遇困難な虐待ケース等についての処遇を検討する処遇検討専門委員会を開催し、虐待の原因を分析のうえ、関係機関等に対する助言、被虐待高齢者の住所又は居所への立入調査、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定による措置（以下「措置」という。）、同法第32条の規定による審判の請求をするなどの専門的支援を検討する。

（虐待ケースへの支援等の実施）

第5条 健康長寿課及び地域包括支援センターは、虐待ケースを発見し、又は虐待ケースの相談、通報若しくは届出を受けた場合は、次の手順を基本とし、高齢者虐待防止ネットワークを活用して被虐待高齢者の保護、養護者の支援等を行うものとする。

(1) 虐待ケースの実態調査及び把握

(2) 処遇検討会の開催（必要に応じて処遇検討専門委員会の開催を含む。）

(3) 保健・医療・福祉サービスの提供による保護及び支援（必要に応じて、被虐待高齢者の住所又は居所への立入調査、被虐待高齢者への措置等を含む。）

(4) フォローアップ（前号の保護及び支援の実施状況の管理及び評価、再発防止策の検討等を含む。）

2 処遇検討会は、地域包括支援センターが健康長寿課の協力を得て開催し、処遇検討専門委員会は健康長寿課が開催する。ただし、特に必要が認められる場合は、健康長寿課が処遇検討会を開催することができる。

（秘密の保持）

第6条 区役所厚生部の職員、関係機関の職員等は、被虐待高齢者及び養護者のプライバシーの保護に万全を期すとともに、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事業の実施状況報告等）

第7条 区役所厚生部健康長寿課長（東区役所にあつては、地域支えあい課長）は、半年ごとに事業の実施状況を取りまとめ、翌月の15日までに健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課に報告するものとする。

（委任規定）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。